

下水道マンホール蓋修繕 入札等参加資格要件

前提条件	契約課に対して入札参加資格申請を提出していること。
登録業種	倉敷市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第207号。以下「要綱」という。）に基づく土木一式工事における令和6年度の入札参加資格を有する者（令和7年度の入札参加資格を有する予定の者を含む）
市内外業者区分	入札の通知日において、市内業者（市内に本社又は本店を有する業者）であること。
建設業の許可	入札の通知日において、契約締結先となる営業所等が、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。
施工工法等	マンホール蓋の修繕工法については原則として、建設技術審査証明またはNETIS登録されたマンホール鉄蓋ふた取替え工法による施工とするが、その他のふた取替え工法により施工する場合は技術資料、施工実績等を提出し監督員の承諾を得ること。 マンホール鉄蓋後付工法を自社所有、リース及び貸与により施工できること。
施工実績等	平成22年4月1日以降に、下水道管理設工事又はマンホール蓋改築工事として発注された公共工事を元請（請負金額は問わない。）又は下請（下請金額は問わない。）として施工し、引き渡した実績があること。 若しくは、下水道本管・取付けます修繕、マンホール蓋修繕として下水建設課が発注した修繕入札（元請又は下請）及び随意契約修繕を元請として施工し、引き渡した実績があること。 (注1)下水道管理設工事とは、公共下水道又は集落排水における、排水管（本管又は取付管）を埋設する工事とする。 (注2)マンホール蓋改築工事は、公道上の排水管（本管）に設置され、蓋・受枠共更新した実績に限る。 (注3)下水道本管・取付けます修繕とは、公共下水道又は集落排水における、排水管（本管又は取付管）の修繕とする。 (注4)マンホール蓋修繕とは、公道上の排水管（本管）に設置され、蓋・受枠共修繕（更新）した実績に限る。 (注5)施工実績が確認できる書類は、次のとおりとする。 ・元請として施工した工事を施工実績とする場合は、（一財）日本建設情報総合センターの登録内容確認書の写し又は工事請負契約書の写し ・下請として施工した工事を施工実績とする場合は、下請工事請負契約書又は工事注文請書の写し、及び施工内容を記した書類 ・修繕入札（元請又は下請）及び随意契約修繕を施工実績とする場合は、請負請書（元請又は下請）・施工実績証明書の写し等